

保護者の皆様へ

石狩市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の影響による就学援助の対応について

石狩市教育委員会では、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、学用品費や給食費などを援助する「就学援助制度」について、令和4年度に限り、下記のとおり対応することとしましたので、お知らせします。

援助を希望される方は、必要書類を添えて学校教育課に申請してください。

なお、既に就学援助の認定を受けている方は、改めて申請する必要はありません。

記

失業、廃業された場合の取扱いについて

就学援助は前年の収入額が基準額以下の場合に認定となりますが、前年収入が認定基準額を上回る世帯でも、新型コロナウイルス感染症の影響等により申請時に失業及び廃業されている保護者については、その方の前年収入を0円とみなし、世帯の収入審査を行います。

失業や廃業が確認できるもの（雇用保険受給者証や税務署に提出した廃業届けの写し等）を申請書に添付してください。

前年収入が認定基準額を上回る世帯でも、新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が急変したことに伴い、「市町村民税の減免」「固定資産税の減免」「個人事業税の減免」「国民年金保険料の減免」「国民健康保険税の減免または徴収猶予」「社会福祉法人北海道社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付」などの就学援助要綱の各認定基準に該当する場合は援助の対象になります。

各種制度に申請中の方も、まずは学校教育課にご相談ください。

各種制度については、それぞれの実施機関にお問い合わせください。

各種証明書類の添付が必要になる場合があります。

既に否認定になっている方も、上記に該当する等の場合は、再度申請書を提出していただければ、再審査を行います。

申請書は、教育委員会の窓口で配布しているほか、教育委員会ホームページでダウンロードできます。

申請書提出先（郵送または持参）・問い合わせ先

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市教育委員会学校教育課

電話：0133-72-3171